

鳥取県告示第 340 号

鳥取県税条例（平成 13 年鳥取県条例第 10 号）第 193 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成 20 年 5 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
松本油店 松本 啓	米子市両三柳 188-2	平成 20 年 3 月 31 日